

令和8年度(2026年度) 熊本市地域包括支援センター運営方針 (案)

令和8年(2026年)4月1日

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課

1. 地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて

地域包括ケアシステム構築の節目とされた令和7年(2025年)を経て、今後も人口減少と高齢化の進行、労働力人口の減少が一層懸念される中、高齢者人口がピークを迎えると見込まれる令和22年(2040年)頃を見据え、地域包括ケアシステムの一層の拡充・深化が重要となってくる。

熊本市においても、「第9期くまもとはつらつプラン」で掲げる「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」の実現に向け、引き続き、地域における介護予防の促進、助け合い体制の強化、介護予防サービスによる状態の維持・改善、医療・介護現場の生産性向上など、多様な取組を一体的に推進する必要がある。

このような中、地域包括支援センターにおいては、各日常生活圏域におけるコーディネート機能を担う中核的機関として、各日常生活圏域における地域課題を的確に把握するとともに、市及び地域の関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの更なる深化に向けて、これまで以上に重要な役割が期待されている。

2. 地域包括ケアシステムの推進方針

高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり、介護予防活動を促進するほか、地域や民間企業等の地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図るなど、医療・介護・福祉の関係団体だけではなく、市民や民間企業等の理解を深め、総参加で地域包括ケアシステムの深化に取り組む。

また、地域包括ケアシステムの強化に向けた取組が円滑に、持続可能な形で実施できるよう、地域住民が主体となって地域資源を生かしながらネットワークを形成し、様々な地域課題の解決に向けた議論や検討、実践を通したまちづくりを支援する。その際、まちづくりセンターと地域包括支援センターがより一層連携することにより、本市のまちづくりと地域包括ケアシステムの強化を一体的に推進する。

そのため、引き続き日常生活圏域、区域、市域の3層構造の地域包括ケアシステム推進体制により、情報の共有や検討を進めながら、地域包括ケアシステムの深化に取り組む。

3. 重点的な業務の方針

令和8年度(2026年度)については、以下の業務に重点的に取り組む。

(1)住民主体の介護予防活動の普及・拡大

住民主体の通いの場である「くまもと元気くらぶ」や地域の健康サロン等の新規設立の支援や継続運営に関する助言等の必要な支援を行うほか、外出機会の乏しい方を地域の通いの場につなげる等により、介護予防活動の普及・拡大を推進する。

また、地域の通いの場において、疾病予防や介護予防に関する啓発(特に、転倒・骨折予防に関するもの。)を行い、高齢者が自らの健康のために行動する意識の醸成に努める。

さらに、地域の通いの場等での関わりや高齢者に対する見守りアンケート等を通して、フレイル等の恐れのある方や福祉的な支援が必要な方を早期発見し、状況に応じて短期集中予防サービス等の介護予防事業やその他の福祉制度等を利用することができるよう支援するとともに、社会的な孤立を防止する。

(2)多様な生活支援サービスの創出と持続的運営に向けた支援

生活支援コーディネーターを中心として、地域課題の抽出や生活支援の担い手となる人材(介護予防サポーターや認知症サポーター等)の育成や、地域資源の掘り起こし、地域におけるニーズとボランティア等とのマッチングを行うとともに、「熊本市地域支え合い型サービス補助金」を活用し、多様な生活支援サービスの普及拡大や、持続的運営を引き続き支援する。

(3)自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化と自立支援・重度化防止の理念の普及推進

地域の専門職や介護サービス事業所との連携により自立支援型ケアマネジメントの普及啓発と実践力向上を推進することで、適切なサービス利用により日常生活機能の再獲得や社会との関りを維持する仕組みづくりに取り組む。

また、自立支援及び介護予防に対する市民や民間関係団体等の意識の醸成を図るための取り組みを推進する。

(4)くまもとメディカルネットワーク等を活用した医療介護連携の推進

日常業務におけるくまもとメディカルネットワークの活用や利用拡大に向けた普及啓発に取り組むほか、地域の多職種との連携を深め、高齢者が住み慣れた地域で質の高い医療や介護を受けることができる体制づくりを推進する。

4. 地域包括支援センター各業務の方針

- ◆ 地域包括支援センターの各業務については、「熊本市地域包括支援センター運營業務委託仕様書」に定める内容に沿って適切に実施すること。
- ◆ 業務を実施するに当たっては、常に公益性・地域性・協働性の3つの視点を意識しながら地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことで、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること。
- ◆ Web 上でのリモート会議やオンラインストレージサービスなどのデジタル技術について、引き続き活用を図り、業務の効率化・生産性向上に取り組むこと。
- ◆ 未だ様々な感染症の流行が続いていることから、地域活動の停滞が再び起きないように、引き続き感染症対策に留意しつつ、地域へ働きかけていくこと。
- ◆ 事業評価については、市が示す評価指標を活用し、PDCA サイクルに基づく継続的な業務改善に取り組むこと。
- ◆ 障がい者やこどもの支援機関等とも連携し、複合的な課題を抱える方への包括的な支援体制の構築に努めること。
- ◆ 各取組の推進あたっては、圏域内の民間企業やNPO等とも積極的な連携を図ること。

5. 市との連携の方針

市内の地域包括支援センターが連携して設置する「熊本市地域包括支援センター連絡協議会」と市は、地域支援事業及び介護保険事業を適切かつ円滑に推進するため、定期的に協議、意見交換を行いながら、本市の地域包括ケアシステムの推進に連携して取り組む。